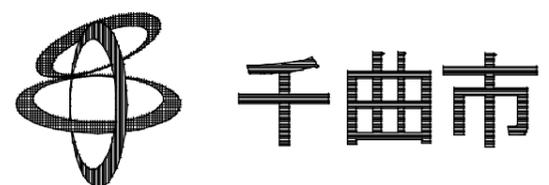


令和7年度 千曲市立埴生保育園電気設備改修工事



図面番号	図面名称	縮尺
E-01	工事概要及び特記仕様書(1)	NON
E-02	特記仕様書(2)・案内図	NON
E-03	強電設備 配置図・平面図	1/250

工事概要及び特記仕様書

1. 工 事 名 令和7年度 千曲市立埴生保育園電気設備改修工事
2. 工 事 場 所 千曲市大字寂蒔
3. 工 事 概 要
- ・既設動力引込線を撤去し、新規幹線を張り替える
 - ・新規乳児室用動力幹線を供給する
4. 共 通 仕 様 書
- 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）」国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
5. 一 般 共 通 事 項
- ① 使用材料
- ・本工事に使用する材料は全て新品とする。千曲市で指定のあるものは、それに従うものとする。
- ② 工事に用電力・用水等
- ・本工事に必要な工事に用電力・用水等に要する費用は全て受注者の負担とする。
- ③ 施工計画書
- ・契約後速やかに施工計画書を提出し、監督員の承諾を得るものとする。
 - ・本工事は当該施設の使用と併行して行う改修であるため、監督員、千曲市担当課職員、施設職員と綿密に打ち合わせを行い、施工計画を立てること。
- ④ 諸官庁手続
- ・官公庁への手続きは本工事に含むものとし、受注者がこれを行うものとする。
- ⑤ 保険
- ・工事期間中、受注者の責任において火災保険・労災保険等工事に用保険に加入し、その費用は受注者が負担するものとする。
- ⑥ 被害届等
- ・暴力団関係者から工事妨害による被害を受けた場合は、被害届を速やかに警察に提出すること。
- ⑦ 工事実績情報の登録
- ・工事請負額が500万円以上の工事については、工事実績情報（工事カルテ）の登録をすること。
 - ・登録する場合は、あらかじめ監督員の確認を受け、次に示す期間内に登録の手続きを行うこと。
 - (1) 工事受注時 契約締結後10日以内
 - (2) 登録内容の変更時 変更契約締結後10日以内
 - (3) 工事完成時 工事完成後10日以内
- ⑧ 下請契約における市内業者の活用について
- ・受注者は、下請契約による施工とする場合は、市内業者を活用するよう特段の配慮をするものとする。
- ⑨ 施工体制台帳関係
- ・受注者は、下請金額に関らず全ての工事について、建設業法に定める施工体制台帳とそれに関わる書類及び施工体系図を作成し、工事期間中工事現場に備え付けること。
施工体系図は工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲示すること。
 - ・受注者が契約する下記の業種についても、施工体制台帳及び施工体系図に記載すること。
 - ①ダンプ運転手（運搬のみを除く）
 - ②1日で完了する請負契約、小額な作業・雑工・労務のみの単価契約の請負契約のもの
 - ③クレーン作業、コンクリートポンプ打設等の日々の単価契約で行っているもの
 - ④クレーン等の業種オペレーターを、機器と一緒にリース会社から借り上げる場合のもの
 - ⑤他の会社から応援車を借上げ、請負契約を締結した場合のもの（臨時雇用関係である場合を除く）

- ※施工体制台帳に記載すべき事項
 - 建設業法第24条の8第1項及び同施工規則14条の2に掲げる事項
 - 安全衛生責任者、安全衛生推進者、雇用管理責任者、監理技術者、主任技術者他
- ・施工体制台帳及び施工体系図の写しを監督員に提出すること。
- ・受注者は、自ら雇用する建退共制度の対象労働者に係る共済証書を購入し、当該労働者の共済手帳に共済証紙を貼付すること。
- ・受注者が下請契約を締結する際は、下請業者に対して建退共制度の趣旨を説明し、下請業者の建退共制度への加入並びに、共済証紙の購入及び貼付を促進するよう努めること。
- ・請負代金額が 800万円以上の建設工事の請負契約を締結した時は、受注者は建退共制度の発注者用掛金収納書（以下「収納書」という。）を契約締結後 1 か月以内に発注者に提出すること。なお、建退共対象労働者を使用しない場合等は、あらかじめその理由を書面により申し出ること。
- ・監督員及び千曲市担当課職員、施設職員等関係者と打合せを行い、安全対策、養生等の必要な措置を講じること。また、これらに関する費用は受注者の負担とする。
- ・施設利用者等第三者災害の防止の為に必要な措置を講じること。
- ・工事現場においては、労働災害、公衆災害防止に努めるとともに、全作業員を対象に定期的に安全教育、研修及び訓練を行うこと。
- ・工事用足場上の作業においては、関係法令等を遵守し、適切に墜落制止用器具を使用すること。
- ・安全教育等は、工事期間中に月一回以上実施し、その結果は工事日誌へ記録するほか写真等も整理のうえ提出すること。なお、これにより難い場合は、監督員と協議するものとする。
- ・施工計画書に次の事項について方法等を具体的に記載し遵守すること。また、下請事業者へも徹底すること。
 - (1) 建設発生土及び資機材（以下「資機材等」という。）の積載重量の確認。
 - (2) 飛散防止処置の徹底。
 - (3) さし枠装着車などの不正改造した車両や、不表示車両等の使用禁止。
- ・公共工事における環境配慮については、ISO14001による「千曲市公共事業環境配慮マニュアル」及び本特記仕様書により環境配慮に努める。
- ・施工計画書中の環境対策の項目に環境配慮事項を記載し、現場においては特に環境に配慮するものとする。
- ・環境配慮のため、環境負荷を低減できる材料を選定するよう努めること。
- ・環境配慮のため、使用する建設機械は環境負荷の少ない低騒音、低振動、排ガス対策のものとする。
- ・屋内で使用する材料は、揮発性有機化合物（VOC）の放散による健康への影響に考慮し選定すること。
- ・熱帯材合板型枠は、極力使用しないこと。
- ・木材（木材を原料として使用している製品を含む。）でグリーン購入法に定められている品目に該当するものについては、グリーン購入に基づき材料を選定するよう努めること。
- ・監督員及び千曲市担当課職員、施設職員と工程に関する打合せを綿密に行い、安全管理を徹底すること。
- ・該当施設の運営や行事予定に極力支障をきたさないよう施工方法や施工手順等を検討し、工程計画をたてること。
- ・工事施工中、監督員の指定する工程に達した時は、監督員の立会検査を受けること。
- ・本工事には解体・撤去工事及び、これにより発生した廃棄物の搬出処分を含むものとする。
- ・工事で設置する足場については、「手すり先行工法等に関するガイドライン」（厚生労働省 平成21年4月）により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中棧及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立等に関する基準」の2の(2)手すり据置き方法又は(3)手すり先行専用足場方式により行なう。
- ・受注者は、工事用資材、建設機械等の購入やリースをする場合には、市内業者を活用するよう特段の配慮をするものとする。

⑩ 建設業退職金制度について

⑪ 安全管理・養生

⑫ 過積載の禁止

⑬ 環境対策

⑭ 工程管理

⑮ 立会検査

⑯ 工事範囲

⑰ 工事用足場

⑱ 工事用資材等の調達について

	T, MIYASHITA ARCHITECT'S OFFICE 長野県知事登録（長野）F第74091号 千曲市大字新山475-2 TEL 026-276-0515 宮下一級建築設計事務所	作 図	縮 尺 NON	名 称 令和7年度 千曲市立埴生保育園電気設備改修工事	図 面 番 号
		承 認	年 月 日	図 面 名 称 工事概要及び特記仕様書（1）	E — 01

